

牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第7号

牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則の一部を改正する規則

牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則（平成15年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(牛の特定部位の使用の許可等の申請) 第2条 法第7条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、牛の特定部位使用申請書（様式第1号） <u>又は</u> 牛の特定部位焼却免除申請書（様式第2号）を岩手県食肉衛生検査所長に提出しなければならない。 様式第1号（第2条関係） [略] 氏 名 ㊟ [略] 様式第2号（第2条関係） [略] 氏 名 ㊟ [略]	(牛の特定部位の使用の許可等の申請) 第2条 法第7条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、牛の特定部位使用申請書（様式第1号） <u>に</u> 牛の特定部位焼却免除申請書（様式第2号）を <u>添えて</u> 岩手県食肉衛生検査所長に提出しなければならない。 様式第1号（第2条関係） [略] 氏 名 [略] 様式第2号（第2条関係） [略] 氏 名 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。